

令和元年度 第2回 評議会の概要報告

開催日	令和元年 10月 24日 (木) 14:00~16:00
開催場所	横浜ビジネスパークウエストタワー 7階 中会議室
出席評議員	石崎委員、伊東委員、沢藤委員、中村(孝)委員、早坂委員、林委員(五十音順)
議題	<p>(1) 令和2年度保険料率について</p> <p>(2) インセンティブ制度に係る平成30年度実績(速報値)について</p> <p>(3) 支部保険者機能強化予算について</p> <p>(4) 関東甲信越ブロック評議会について</p> <p>(5) その他</p>
議事概要 (主な意見等)	<p>議題1. 令和2年度保険料率について</p> <p>事務局より議題1について説明</p> <p>【事業主代表 A】 インセンティブ保険料率供出も含めたトータルの保険料率は今後上昇していく見込みということか。</p> <p>【事務局】 当協会本部が行ったごく粗い試算によれば、神奈川支部は医療費の伸びは相対的に高くなってきていること、また、インセンティブ制度の平成30年度の速報値による実績が47支部中45位と低いことから、保険料率が上昇する見込みである。あくまで試算であり、確定ではないため、今後結果が変わる可能性はある。</p> <p>【事業主代表 A】 医療費が伸びているということだが、医療費が増えているという根拠はどこから得ているのか。</p> <p>【事務局】 昨年度までの神奈川支部と全国平均の医療費を見ている。 一人あたり医療費に、年齢調整等が加えられて保険料率が決まる。神奈川支部の医療費の伸びは相対的に高いため、保険料率は上昇することが見込まれている。 本日はごく粗い試算にもとづいてご説明をしているが、次回以降の評議会において本</p>

部から今後示される確定値にもとづいたご説明をおこなう予定である。

【事務局】

激変緩和措置について、これまで計画的に激変緩和率を引き上げてきたところであり、計画では今年度末に激変緩和措置を解消する。この点についてはいかがか。

【学識経験者 A】

激変緩和措置が解消されると各都道府県支部の保険料率に、どのような影響があるのか。

【事務局】

激変緩和措置の解消により、基本的に支部間の保険料率の差が拡大することになる。

【事業主代表 A】

今年度末までに解消することは政令で決められているとのことだが、期間の延長はありうるのか。

【事務局】

リーマンショック時のようなよほどの外的要因がなければ、予定通りに解消されると考える。

【学識経験者 B】

特別な事情があれば解消期限が延びることもあるが、なければ予定通りに解消されるということか。

【事務局】

その通り。

【事業主代表 A】

激変緩和措置の計画的な解消に特に異論はない。

【事務局】

平均保険料率については中長期的な視点で考えていくことを理事長が表明しており、加入者および事業主の負担の限界水準と考える平均保険料率 10%を令和 2 年度においても維持する方針を打ち出しているがこの点についてはいかがか。

【議長】

平均保険料率の考え方についていかがか。

【事業主代表 A】

異論はない。

【事業主代表 B】

特に異論はない。示された考え方に沿って粛々と進めていただきたい。

【事業主代表 B】

今後想定される加入者の減少は保険料率に影響するか。

【事務局】

ここ数年の加入者の増加は、収支にプラスの影響を与えている。減少に転じればプラスの影響はなくなる。

【事業主代表 B】

資料では将来的に加入者数は減少に転じる見込みであることを示しているが、これは基本的に協会けんぽの加入者は後期高齢者に移行していくということか。

【事務局】

75 歳になると後期高齢者に移行するため、後期高齢者は増加していく見込み。現在の後期高齢者医療の仕組みでは協会けんぽの拠出金負担はさらに重くなるため、財政に大きな影響があると考えられる。

【学識経験者 A】

10 年収支見通しにおいて、保険料率を引き下げた場合はより早く準備金が法定準備率を下回ることが示されている。平均保険料率は 10%を維持するというものでよいか。

【議長】

評議会としては、平均保険料率の考え方について理事長が示した考えに異論はないという結論、また激変緩和措置については計画どおり今年度で解消すべきという結論とする。

議題 2. インセンティブ制度に係る平成 30 年度実績（速報値）について

事務局より議題 2 について説明

【議長】

神奈川支部の特定健診等受診率、特定保健指導の実施率が低いのは支部の規模が大きいことも影響しているのか。

【事務局】

加入者が多い支部では、実施率を 1 ポイント上昇させるのにも多くの実施件数が必要である。支部の規模は実施率に影響している。

なお、評価の公平性を保つために、一部の評価指標の評価方法には実施率だけでなく、実施率の上昇幅や実施件数の上昇率も加味されている。

【議長】

評価指標によって、実施率と上昇幅・上昇率の評価の割合が異なるのはなぜか。

【事務局】

実施率と上昇幅・上昇率の評価の割合の詳細については、支部としては把握していない。

【議長】

評価の方法については今後も検討の余地があると思うが、神奈川支部においては、良い結果が得られるよう保健事業等に取り組んでいただきたい。

議題 3. 支部保険者機能強化予算について

事務局より議題 3 について説明

【事業主代表 A】

インセンティブ制度にも関わってくるが、特定健診受診率や特定保健指導実施率を向上させることが重要である。実施率向上に資する計画を策定していただいていると思うが、加入者の利便性向上という観点から、例えばオンライン健診などを実施してはどうか。

【事務局】

特定健診や特定保健指導等については、現状、様々な制約がある。機会をみて本部へそのような意見をいただいたことを伝えたい。

【議長】

現状ではオンラインのみの健診の実施は困難だとは思いますが、特定健診受診の動機づけの手段のひとつとして考えることはできるのではないかと。

【学識経験者 B】

来年度廃止する事業については費用対効果などを検討した結果だと思いが、継続する事業の費用対効果や、新規事業の費用対効果については、どのように検証しているのか。

【事務局】

廃止とした事業は費用対効果が低いと判断した。継続すると計画している事業については今年度実施中のものもある。検証を終えていないものもあるが、費用対効果が見込めそうなものを継続する。新規事業および継続する事業については、実施にあたり高い費用対効果を得られるよう実施内容を十分に吟味していきたい。

【学識経験者 B】

費用対効果をきちんと検証していただき、実効性の高い事業を実施していただきたい。

【事務局】

十分な検証をおこなったうえで事業を実施したい。

【学識経験者 B】

禁煙対策は積極的に取り組むべき課題と考えるが、新規事業の「GIS を活用した最寄りの禁煙外来の案内」はどの程度の効果が期待できるのか。

【事務局】

新規事業であり、来年度に実施し、効果を検証したうえで翌年度以降につなげていきたい。

【学識経験者 A】

ジェネリック医薬品に関する中吊り広告について、実施する路線はどのように選定しているのか。

【事務局】

ジェネリック医薬品については、県内でも地域によって使用割合に差がある。使用割合が低い県西や県央地域を走行する路線を選定している。

【議長】

中吊り広告実施は協会けんぽ神奈川支部単独での実施を考えているのか。それとも他の保険者等との合同での実施を想定しているか。

【事務局】

他の保険者と合同で実施できればコストを抑えることが可能だが、現時点では他の保険者への呼びかけをおこなっていないため、単独で実施する計画としている。

【事業主代表 B】

継続事業の「若年層に対するジェネリック医薬品軽減額通知および広報」について、若年層のジェネリック医薬品の使用割合が低いのは、医療費の自己負担額に対する助成制度が一因にあると考えられる。その層へは、ジェネリック医薬品による軽減額を訴えても効果は期待できないのではないかと

【事務局】

医療費の助成がある層と、助成がない層で内容を変更して実施する予定。今年度は0～10歳の若年層には、軽減額ではなくジェネリック医薬品の中には飲みやすく工夫されたものがあることを前面に訴えるパンフレットを送付した。

【議長】

親世代に対しては、ジェネリック医薬品の使用は、次世代の医療費の削減につながるという点を訴求することが効果的であるとする。

議題 4. 関東甲信越ブロック評議会について

事務局より議題 4 について説明

【議長】

神奈川支部からは私が出席したが、各支部における取組や抱える問題点などの情報共有ができ、有益な機会であった。

広報の手段として WEB 広告を検討している支部が複数あること、広報の内容によっては他の保険者等と協力して実施する支部があるということなどが印象に残った。

今後、他支部を参考として、薬剤師会との連携によるジェネリック医薬品の使用促進や、外国人向けの複数言語を用いた広報を神奈川支部でも検討してはどうか。

他委員からの質問等はなし。

議題 5. その他

事務局より議題 5 について説明

委員からの質問等はなし。

特記事項

・傍聴者 なし

・次回開催 令和元年 12 月 2 日 (月)
